

# 川崎市立川崎総合科学高等学校図書館一般市民開放管理運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎総合科学高等学校図書館（以下「図書館」という。）の一般市民開放にかかわる管理と運営について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 図書館は、学校図書館法で設置を義務付けられている学校図書館として、同法第4条第2項の規定に基づいてその目的を達成するのに支障のない限度において一般市民に開放を行う。

## (事業)

第3条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、雑誌、新聞、AV資料（レーザーディスク・ビデオテープ）、パソコン資料（CD-ROM, CAIソフト）その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、利用者の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類、配列を適切にし、及びそのデータベースを整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他図書館の利用に関し、利用者に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、他の図書館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- (6) その他図書館の目的達成のために必要な事業を行うこと。

## (利用者)

第4条 一般市民の利用対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 川崎市内に在住、在勤又は在学する中学生以上の者。本校のPTA会員又は同窓会会員。その他学校長が適当と認めた者。
  - (2) 初回利用時に身分証明と利用者登録ができ、利用者カードの交付を受けた者。
  - (3) 本図書館一般市民開放管理運営要綱を守ることができる者。
- 2 利用者登録の内容に変更を生じたとき、又は利用者カードを紛失したときは、速やかにその旨届け出なければならない。
- 3 利用者登録の有効期間は3年とする。

## (開放時間)

第5条 開放時間は、次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

火曜日から金曜日まで 午後2時から午後7時まで

土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで

## (非開放日)

第6条 開放しない日は、次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に開放しないことができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日及び当該国民の祝日が月曜日にあたるときはその翌日
- (3) 年末年始 12月27日から翌年1月4日まで

- (4) 特別整理日 3月下旬から4月上旬までの概ね12日間
- (5) 施設・設備・資料点検日 8月中旬の概ね10日間
- (6) 学校行事 入学式、卒業式、文化祭、開校記念日、入学者選抜試験、代休等による概ね13日間
- (7) その他 電気工事、点検等  
(利用者の心得)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料の利用は図書館内に限る。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑を掛けないこと。
- (3) 館内においては、喫煙、飲食等しないこと。

(入館の制限)

第8条 利用者が、図書館の秩序を乱し、又は職員の指示に従わないときは、入館を拒み、又は退館を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、図書館の管理と運営に必要な事項は学校長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。